



多久市の子育てを応援する「児童センター」

あじさいへ行くこう！

Go!



連載

小学生以上が遊べるフロアを紹介します♪

食欲の秋、スポーツの秋、芸術の秋ですね。お家でまったり過ごしたり、外で元気に遊んだり、それぞれの秋を楽しんでいますか？今回は、小学生以上の遊び場を紹介します！

多目的エリア



▲バドミントンや卓球、跳び箱など、身体を動かす遊びのほか、トランプや将棋、オセロなどのボードゲームも楽しめます！

図書室



▲子どもたちに人気のある図書を揃えています。畳コーナーもあるので、ゆっくりくつろぎながら読書ができます。

他にも、学生ボランティアの活動の場であるボランティア室、子どものサークルや教室の場、音楽室などがあります。また、毎週土曜日14時から、小学生を対象とした「すこやかタイム」を行っています。ぜひ遊びに来てください♪

あじさいのイベント情報♪

10月	
にこにこサロン（毎週火曜）	
6日	七五三着付け教室
13日	栄養教室
20日	お誕生会
27日	ハロウィン
すこやかタイム（毎週土曜）	
3日	スライム作り
10日	ハロウィン
17日	ロケットを作ろう
24日	季節の工作
でんでんむし	
8日(木)	ママカフェ・食育相談会
20日(火)	お誕生会
22日(木)	子育て講演会

あじさい
ホームページ
QRコード



問い合わせ

児童館 ☎75-6621 / 子育て支援センター「でんでんむし」 ☎37-1117

利用者支援事業「パラソル」 ☎75-5120 / ファミリー・サポート・センター「にじいろ」 ☎75-5111

出典：独立行政法人国民生活センター



©Kurosaki Gen

物干しざおが古くなったので、車で近所を回っていたさおだけ屋を呼び止めた。値段を聞くと「ニキョッパ」だったので、2,980円だと思い2本注文した。業者が長さを測って切った後、59,000円を請求してきた。1本29,800円だった。切ってしまった後なので断れないと思い、仕方なく支払った。
(60歳代/女性)

事例

Check!

みんなで目指そう！ 自ら考え行動する消費者！
まだまだ多い物干しざおの
移動販売トラブル

ひこじアドバイザー

- 販売価格を明確に伝えられないまま、作業後に高額な請求をされるケースが多くみられます。購入前に「1本〇〇円」と明確な販売価格を確認しましょう。
- 領収書が渡されない、連絡がつかないなど、返金交渉が困難なケースもみられます。納得できない場合はその場でお金を支払わないようにしましょう。
- 無理やり支払いを求められた場合は、周囲の人や警察に助けを求めましょう。
- 困ったときは、市民生活課 生活環境係（☎75-6117）または消費者ホットライン（☎188）にご相談ください。

“賢い消費者”を目指し
今年度は



クイズ！ 賢い消費者はどっち？

Q 友達から「会おう」とファミレスに呼び出された。突然、アクセサリーを勧められ、断れず購入する契約をした。解除ができる？できない？

A できる。アポイントメントセールスはクーリング・オフができます。契約解除通知書の書き方は消費生活相談窓口へお尋ねください。